

## 埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、子育て世代の定住及び住み替えの促進等による地域の活性化並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に規定する居住支援協議会の活動として住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、埼玉県住まい安心支援ネットワーク（以下「住まい安心ネット」という。）に対して補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める。

### (補助金の対象経費)

- 第2条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる事業の区分毎に別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めたものとする。
- (1) 子育て世代の定住の促進及び既存住宅等を活用した住み替えの促進等に資する事業
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する事業

### (申請書の様式及び提出期限)

- 第3条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めることとする。

### (添付書類の省略)

- 第4条 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (交付決定通知書の様式)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (軽微な変更)

- 第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に定めるものの以外の変更とする。
- (1) 補助事業の一部若しくは全部の中止又は廃止
- (2) 取得価格50万円以上の備品の購入に係る変更

(計画変更等の承認の様式)

第7条 規則第6条第1項の規定により知事の承認を受けようとする場合の変更承認申請書の様式は様式第3号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

(状況報告の手続)

第8条 規則第11条に規定する状況報告は、知事が必要と認める場合に求めることとする。

2 前項の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第9条 規則第13条に規定する報告書の様式は様式第5号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 前項の報告書の提出期限は別に定めるところによる。

(額の確定)

第10条 規則第14条に規定する額の確定の様式は様式第6号のとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 住まい安心ネットは、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(書類の整備等)

第12条 住まい安心ネットは、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

別 表

区 分	経費区分	補助対象経費
1 直接経費	(1) 人件費	事業を実施する者の人件費
	(2) 設備備品費	<p>当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等(以下「備品等」という。)で、その性質及び形状を変えずことなく比較的長期の反復使用に耐えるもの(社内調達の場合は製造原価で購入のこと。)の経費。</p> <p>※備品等は原則リース等で調達(「その他」の支出費目に計上。)すること。</p> <p>※価格が 50 万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合、あらかじめその理由書及び機種選定理由書を提出の上知事の承認を得ること。</p> <p>※備品等の購入経費で、各年度の補助事業のうち本要綱第 2 条第 2 号の事業に係る経費については、当該事業に関する補助金額の 9 割を超えない範囲とすること。</p> <p>ただし、9 割を超える場合であっても、事業の計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を添付し申請することができる。</p>
	(3) 消耗品費	事業用等の消耗器財その他の消耗品及び備品等に付随する部品等(自ら調達する場合は製造原価等の実費で購入のこと。)
	(4) 謝金・賃金	<p>当該事業を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等の単純労働に対して支払う経費(「時間給」又は「日給」)及び専門的知識の提供等、当該事業に協力を得た人(事業を実施する者は除く。)に支払う経費。賃金は、当該事業を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等を目的とした技術補助者を雇用するための経費(「時間給」又は「日給」)。</p> <p>※雇用に伴う諸手当、社会保険料等の事業遂行に関連のない経費を除く。</p>
	(5) 役務費	当該事業を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や修繕料、各種保守料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料。

区 分	経費区分	補助対象経費
	(6) 委託費	<p>当該事業に必要であるが、事業の主たる部分以外の定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費。</p> <p>※委託経費であって、各年度の補助事業のうち本要綱第2条第2号の事業に係る経費については、原則として当該事業に関する補助金額の5割を超えない範囲とする。</p>
	(7) その他	<p>設備の賃借(リース)、事業活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料(専用のメーターがある等、実際に要する経費の額を特定できること。)、通信運搬費(実際に事業に要するものに限る。)、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費(当該事業開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり38万円を限度とする。)等の雑費。</p>
2 間接経費	---	<p>管理部門の経費(管理経費)並びに複数の技術者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る経費(共通業務費)等、事業の実施を支えるための経費。</p> <p>※直接経費の額の3割を超えない額の範囲とする。</p>

様式第1号（第3条関係）

平成 年度埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金交付申請書

番 号  
平成 年 月 日

（あ て 先）  
埼 玉 県 知 事

所在地  
団体名称  
代表者 印

下記により、埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年規則第15号）第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

※ 以下、様式第7号（交付申請書・実績報告書共通事項）により作成のこと

様式第 2 号（第 5 条関係）

平成 年度埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金交付決定通知書

住 第 号  
平成 年 月 日

埼玉県住まい安心支援ネットワーク  
会 長 様

埼玉県知事 ○○ ○○

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年規則第 15 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により次のとおり交付することに決定したので規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付決定の内容

次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

2 支払の方法

精算払いとする。

3 交付の条件

事業の実施にあたっては、規則、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金交付要綱及び埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助事業実施要領に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

平成 年度埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金計画変更承認申請書

番 号  
平成 年 月 日

（あ て 先）  
埼 玉 県 知 事

所在地  
団体名称  
代表者 印

平成 年 月 日付け住第 号で交付決定通知のあった平成 年度埼玉県  
住まい安心支援ネットワーク補助金について、計画変更の承認を受けたいので、補助金等  
の交付手続等に関する規則（昭和40年規則第15号）第6条第1項の規定により、関係書  
類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 計画変更の内容

※ 補助金交付申請書に準じて、変更前と変更後の内容が対比できるように作成するこ  
と。

様式第4号（第8条関係）

平成 年度埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金遂行状況報告書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

所在地  
団体名称  
代表者 印

平成 年 月 日付け住第 号で交付決定通知のあった平成 年度埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年規則第15号）第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 経費の支出状況

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗度 (B)/(A)	残高事業費
合 計				

2. 事業の遂行状況

区 分	事業実施の期間	事業の内容

※区分は要綱第2条各号の区分とする。

※事業の内容は、既実施した事業及び実施が決定している事業の概要を記載すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

平成 年度埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金実績報告書

番 号  
平成 年 月 日

（あ て 先）  
埼 玉 県 知 事

所在地  
団体名称  
代表者 印

平成 年 月 日付け住第 号で交付決定通知のあった平成 年度埼玉県住  
まい安心支援ネットワーク補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和  
40 年規則第 15 号）第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

※ 以下、様式第 7 号（交付申請書・実績報告書共通事項）により作成のこと

様式第 6 号（第 10 条関係）

平成 年度埼玉県住まい安心支援ネットワーク補助金の額の確定通知書

住 第 号  
平成 年 月 日

埼玉県住まい安心支援ネットワーク  
会 長 様

埼玉県知事 ○○ ○○

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度埼玉県住まい  
安心支援ネットワーク補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40  
年規則第 15 号）第 14 条の規定により下記のとおり確定をしたので通知する。

記

1	確定補助金額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	交付済額	金	円
4	返 還 額	金	円

様式第7号（交付申請書・実績報告書共通事項）

1 補助金交付申請（決定）額 金 円

2 事業の目的

3 事業の内容

(1)子育て世代の定住の促進及び既存住宅等を活用した住み替えの促進等に資する事業

(2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する事業

4 経費の配分

区 分	総事業費	負担区分		備 考
		県補助金	その他	
(1)子育て世代の定住の促進及び既存住宅等を活用した住み替えの促進等に資する事業				
	円	円	円	
小 計	円	円	円	
(2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する事業				
小 計	円	円	円	
合計	円	円	円	

※実績報告において、交付申請と異なる額になる場合は、上段に申請時の額を括弧書きにて、下段に実績の額を記載する。

5 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

## 6 収支予算

### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (前年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
(1)子育て世代の定住の 促進及び既存住宅等を活 用した住み替えの促進等 に資する事業					
I 補助金	円	円	円	円	
II その他					
小 計	円	円	円	円	
(2)住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅等への入居 の円滑化に資する事業					
I 補助金	円	円	円	円	
II その他					
小 計	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

※実績報告において、交付申請と異なる額になる場合は、上段に申請時の額を括弧書きにて、下段に実績の額を記載する。

### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (前年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
(1)子育て世代の定住の 促進及び既存住宅等を活 用した住み替えの促進等 に資する事業					
	円	円	円	円	
小 計	円	円	円	円	
(2)住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅等への入居 の円滑化に資する事業					
	円	円	円	円	
小 計	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

※実績報告において、交付申請と異なる額になる場合は、上段に申請時の額を括弧書きにて、下段に実績の額を記載する。

7 添付資料

補助金に係る申請者の交付規程等

様式第 8 号（第 11 条関係）

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

住 所  
名 称  
代表者名 印

埼玉県住まい安心支援ネットワーク交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を控除した額）  
円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。